

豊岡市子どもの野生復帰（成人対象体験プログラム）実施業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市子どもの野生復帰（成人対象体験プログラム）実施業務契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 豊岡市子どもの野生復帰（成人対象体験プログラム）実施業務
- (2) 業務の目的 豊岡市内の子どもたちを対象に、自然体験によって醸成される心身の鍛錬・躍動、磨かれる感性、地域への愛着、共生の精神をより深め、地域の自然・文化・伝統を学ぶ、豊岡のフィールドでの野外体験プログラムを実施し、ふるさと豊岡を愛し、夢の実現に向け挑戦する子どもたちを育成することを目的とする。
※豊岡市在住の成人を対象とした、子どもの育成者、指導者となるための自然体験活動の知識・技術を取得する体験プログラム。
- (3) 業務内容 別紙「豊岡市子どもの野生復帰（成人対象体験プログラム）実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 業務期間 契約締結日から平成32（2020）年3月19日まで

3 予算額（上限額）

947千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、予算額を超過した場合は失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (7) 国税、豊岡市税を滞納していないこと。

6 募集内容

- (1) 募集方法
市公式ウェブサイト等を通じて募集

(2) 質問・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式4）を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 平成31年1月28日（月）12時まで

イ 提出先 6(4)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール（提出先：shougaigakushuu@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「豊岡市子どもの野生復帰（成人対象体験プログラム）実施業務質問書（□□）
（□□は会社等の名称又は略称）」

エ 質問回答日 平成31年1月30日（水）（予定）

オ 回答の方法

質問内容とその回答を市公式ウェブサイトに掲載する。なお、本業務の応募に必要と判断される質問のみ受け付けるものとする。

(3) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1） 1部

(イ) 会社概要（様式2） 1部

(ウ) 業務実績調書（様式3） 1部

業務実績を証明するもの（契約書の写し等）を添付すること。

(エ) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(オ) 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(カ) 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(キ) 財務諸表（法人及び個人）

前年度（直前決算期）及び前々年度の決算書類（損益計算書、貸借対照表）

(ク) 豊岡市税の納税証明書（様式7）

豊岡市に納税がある場合は、証明願（様式7）により納税証明を受け、提出すること。ただし、豊岡市に受任者を置く場合でも、かならず本社（本店）で申請すること。

(ケ) 国税の納税証明書（未納税額がないことを証明するもの）／様式その3関係

【法人の場合】法人税並びに消費税及び地方消費税（様式その3の3）

【個人の場合】申告所得税並びに消費税及び地方消費税（様式その3の2）

※国税の納税証明書発行手続きについては、国税庁のホームページでご確認ください。

イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）

(4) 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

平成31年2月1日（金）17時まで

（持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。）

- イ 提出先
豊岡市役所地域コミュニティ振興部 生涯学習課 生涯学習係 担当：兼井
〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号（豊岡市役所6階）
TEL：(0796) 23-0341
FAX：(0796) 29-0054
Eメール：shougaigakushuu@city.toyooka.lg.jp
- ウ 受付時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 参加資格審査

応募事業者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査する。

ア 参加資格審査結果の通知

全応募者に対し、参加資格の審査結果を平成31年2月6日（水）までに電子メールにて通知する。併せて、その内容を書面にした文書を送付する。

イ 参加資格審査結果に関する質問

- (ア) 参加資格の審査の結果、参加資格を有しないとされた事業者は、その理由について、市に説明を求めることができる。
- (イ) (ア)の説明を求めようとする事業者は、平成31年2月8日（金）17時（必着）までに、市に書面を直接持参又は郵送により、説明を求めなければならない。
- (ウ) 市は、平成31年2月12日（火）までに(イ)の質問に対する回答をする。

(6) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。
なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 平成31年2月8日（金）12時まで

イ 提出先 6(4)イに同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る。

エ 提出書類 辞退届（様式5） 1部

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 平成31年2月13日（水）17時まで

(2) 提出先 6(4)イに同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）

(4) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式6） 正本1部

イ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本6部

ウ 見積書（任意様式） 正本1部、副本6部

8 審査概要

(1) 審査委員会

「豊岡市子どもの野生復帰実施業務契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 「豊岡市子どもの野生復帰実施業務契約候補者選定委員会委員（以下「委員」という。）」は、プレゼンテーションによる審査を実施し、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ プレゼンテーションによる審査

応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(ア) 開催日 平成31年2月19日（火）予定

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 豊岡市役所 稽古堂3階 交流室3-1

(ウ) 出席者 プレゼンテーション審査出席者は応募事業者1者につき3名以内とします。

(エ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書を基にパワーポイント等により説明を行うこと。

(オ) その他 プレゼンテーション15分、ヒアリング10分を予定している。プレゼンテーションに必要な機器（スクリーン、プロジェクター、ホワイトボード、マイク）は市が準備します。参加者は、プロジェクターに接続可能なパソコンを用意し、企画提案書がスクリーンに映せるように準備してください。

ウ 選定

下記に定める審査基準に基づき採点を行い、契約候補者及び次点者を選定する。

エ 最終審査結果

最終審査結果は、参加者全てに平成31年2月26日（火）までに書面で通知するとともに市公式ウェブサイトで公表する。（予定）

9 日程（予定）

公示	平成31年1月22日
質問受付締切	平成31年1月28日 12時まで
質問回答	平成31年1月30日
参加申込書受付締切	平成31年2月 1日 17時まで
辞退届受付締切	平成31年2月 8日 12時まで
企画提案書等受付締切	平成31年2月13日 17時まで
プレゼンテーション審査	平成31年2月19日
結果通知	平成31年2月26日
契約締結	平成31年2月 下旬
業務開始	平成31年2月 下旬

10 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) プレゼンテーション審査

審査項目	評価の視点	重要度
見積金額	仕様書に基づく各業務に係る経費の内訳が適正かつ明確に示されているか評価する。	○

業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。他の地方公共団体における同類業務、または、これに類する受託実績について評価する。	○
企画提案書	仕様書に対する事業者の提案内容について評価する。 ① 本業務に関する基本的な考え方 ② 仕様書に記載された各業務について、具体的かつ明確な手法の提案 ③ 業務実施体制、スタッフ体制 ④ 事業効果の測定方法 ⑤ その他の提案	◎
プレゼンテーション	本業務に対する取組み姿勢、意欲、受託者としての信頼性・適合性について評価する。	○
独自性	仕様書の内容に基づく業務のほか、独自性の高い、創意工夫のされた企画提案内容となっているか。	○

11 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成 17 年豊岡市条例第 7 号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第 7 条第 2 号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 予算額」を超える場合
- (7) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合

- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

13 契約

- (1) 手続の進め方
契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。
- (2) 仕様等の確定
仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
契約締結に関する協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。
- (3) 契約金額
契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (4) 契約金の支払い
契約金の前金払は可能とする。詳細は契約締結に関する協議において決定するものとする。
- (5) 契約書
契約書は、市が準備するものを使用する。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (5) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (6) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (7) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (8) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (10) 成果品の著作権は本市に帰属する。

15 問合せ先

豊岡市役所地域コミュニティ振興部 生涯学習課 生涯学習係 担当：兼井
〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号（豊岡市役所6階）
TEL：(0796) 23-0341
FAX：(0796) 29-0054
Eメール：shougaigakushuu@city.toyooka.lg.jp